

令和6年7月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 令和6年7月5日（金）
- 2 場 所 市役所南別館3階 教育委員会室
- 3 開始時間 午後1時30分
- 4 終了時間 午後4時50分
- 5 出席者
教育委員
児玉教育長、赤松委員、中原委員、岡村委員、宮田委員
説明者
黒木教育部長、清水教育総務課長、宮崎学校教育課長、徳永生涯学習課長、戸高文化財課長、
近沢文化財課主幹、湯田美術館長、小岩屋都城島津邸館長、中嶋都城島津邸主任主事
事務局
椎屋教育総務課副課長、田口教育総務課副主幹、関根教育総務課主任主事

6 会議録署名委員

中原委員、岡村委員

7 開 会

◎児玉教育長

それでは、ただいまから令和6年7月定例教育委員会を開催いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。本日の委員会の終了時間でございますが、午後4時半を予定しております。少し長くなりますけれども、皆様方のご協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、市民憲章朗読をよろしくお願ひいたします。

8 市民憲章朗読

9 前会議録の承認

◎児玉教育長

それでは、皆様方のお手元に令和6年5月の定例教育委員会会議録をお配りしております。本委員会終了後、各委員に署名をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

10 会議録署名委員の指名

◎児玉教育長

なお、本日の会議録の署名委員は、都城市教育委員会会議等に関する規則第15条の規定により、中原委員、岡村委員にお願ひいたします。よろしくお願ひします。

11 教育長報告

◎児玉教育長

続きまして、教育長報告でございますが、ここで議事の一部を非公開にすることについての発議をさせていただきます。

教育長報告の中の虐待案件につきましては、児童生徒の個人情報保護の観点から、地方教育行政の組織

及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、会議を非公開とすることを御提案申し上げます。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。

全員異議なしということでございますので、虐待案件につきましては非公開といたします。

それでは、教育長レジュメをご覧ください。

6月の報道からということで、最初のア、イの項目両方とも田植えの報告でございましたけれども、実は6月に田植えをやったところは大変多くの学校がホームページ上にも上げております。本日お配りしております学校ホームページの5ページをお開きになっていただけないでしょうか。

下段の西岳小学校です。みんなで田植え、楽しかったよということでございます。どの学校もそうなのですが、田植えにつきましては、地域の地元の方々のお手伝いが必要ということで、この写真にもありますように、楽しい田植えのためにはどういふふうに植えればいいのかというようなこともあります。

また、6ページにあります中段、梅北小学校でございます。5年生がいますけれども、おいしいお米ができるように「実習田」の看板を今回の5年生が全員で作りましたということでございました。様々な保護者のお力、それから、地域のお力をお借りしての田植えでございます。

では元に戻ります。

レジュメのほうでございますが、オの項目にあります庄内小学校日高校長、「養護教諭から校長に 安全見守る視点生かす」ということで、新聞に出ておりましたけれども、宮日のLINEの報道では、昨日、このことがしっかりとカラー写真で出ておまして、なかなかいい写真でございますけれども、非常に励ましの、激励の言葉が多かったそうでございます。

一番下のケの項目なのですが、文化財課のことでございます。もうご承知のように、文化審議会答申が出まして、郡元西原遺跡が大島畠田遺跡に追加という形での登録が終わったということでございます。報告の61、62号で詳しくまたお知らせできると思っておりますので、お願いいたします。

では、6月の議会からでございます。

まず、議会の中で問われたことの抜粋でございますが、子どもの読書活動の推進と学力向上についてということで聞かれました。

中でも、本市の小・中学校の読書量について、1か月に1冊も本を読まなかった児童生徒について、小学生2.2%、中学生16.4%とあり、対策が必要とされるが、どのような対策が講じられるのかということでございます。

教育委員会といたしましては、図書主任や図書館サポーター、それから、保護者や地域ボランティアの方々の協力を得ながら、読み聞かせ等で本に親しむ時間を設けております。また、中学校においては、同じく図書主任や図書館サポーター、そして、生徒会が主体となって本に接しているということでございます。6月のホームページでも、かなりの多くの学校が図書館につきましては、5月に運動会をやったところは大きな玉入れの絵が貼ってあって、そこで読んだ本の数にかかって玉入れをやっているという、ついにはかごからこぼれ落ちてしまっているという学校もありました。ですから、読んでいる子は読んでいるのだろうなと思っております。そのホームページの中では、10ページの中霧島小学校をお開けになっていただきますでしょうか。上段でございます。

「くれよん号が来校」しましたということで、何校かこのくれよん号について書いてあったのですが、このように、子どもたちの姿が生き生きとしているのは、中霧島小学校の写真でございまして、「この日はくれよん号が学校にやってきました。早く行って本を探したくて、児童が並んで待っていました。」というような話で、非常にくれよん号の活躍は大きいなと思っております。かなりの本の冊数を運ぶことができ、子どもたちは本当に心待ちにしているところでございます。市の図書館が運営しているものでござい

まして、中身は随時新しいものによって変わっていったということでもございました。

それから、レジュメに帰っていただきまして、1ページ目の、先ほどの読書の部分の②でございますけれども、全国学力テストの結果を踏まえて、本市についてどのように分析しているのかということをお聞かせしております。実を言いますと、令和5年度の本市の学力、全国学力・学習状況調査につきましては、自ら学ぼうという意識を問うところが、実は低いのです。県よりは高いのですけれども、宮崎県も低いのです。ここは大きなウィークポイントだろうと思っているところでございます。ですので、今、しきりに言っております子どもが主役の授業をコンセプトにして、授業を組み立てることの重要性をまた、ここで話をさせていただいたところでございます。

続いて、2ページ目をお開きください。同じく④のところでございます。読解力についてお聞かせしました。読解力に対する課題については、問題自体を正しく読むことができないという課題が、本市にも、宮崎県もそうだったのでございますけれども、あります。

先日、明和小学校の校長先生がお話しされたと思っておりますけれども、問題を解いていない子どもの数がまだまだ多い。このことは、問題自体を正しく読むという、そういう習慣付けがしっかりとされていると、ちょっと疲れたからといってほっぽり投げるようなことにはならないのではないかと思います。このところも大きなウィークポイントだと思っております。

ですので、今、取り組んでおります全国の中学生等が選んだ推し本という冊子を、市内全部の小・中学校に配布しているのですけれども、市の図書館でも推し本コーナーとか設けて、この本はすごく面白い本なんだと、読んでみてくださいというような長文のもの、こういうものに挑戦させなければならないと思っております。市立図書館では、推し本コーナーで実際に推薦されている本をきちんと横に並べていただきました。また、推し本を使いながら、子どもたちにより多くの素晴らしい作品に出会わせたいと思っております。

続きましての項目でございます。移住定住推進事業による本市小・中学校の児童生徒数の急増における課題についてお聞かせしました。

中でも一番課題だったのが、タブレットの不足でございます。市教育委員会が子どもたち一人一人に配布しているものというのは、実は少ないのです。教科書とかそういうのもあるのですけれども、それは、教師用の教科書をお貸しするとか、隣同士で見るとか、対応してくれたようなのですが、タブレットだけは1人1台じゃないものすごく使いにくいので、これを早急に購入するという形になりました。6月14日に学校への配置を完了したところで、ようやく揃ったということでもございました。

それに付随しまして、市内の公立小・中学校の講師は足りているのかというところでもございます。

この講師不足については、本市だけの問題ではなく、全国的なレベルで講師が足りない状況でございます。ですが、6月10日の時点で、講師が不足している学校数は、小学校は10校、中学校が4校、人数は、小学校は13人の講師が不足し、中学校は4人の講師が不足しているという状況ですので、本来ならばもっと行き届く教育ができていなければならないけれども、そこに至らないために、例えば、理科専科がいなくなるとか、音楽専科がいなくなるとか、学級の人数を多くして4学級必要なところを3学級で1人浮かしているというようなことをやりながら、今、進んでいるところでございます。徐々にではありますけれども少しずつ補充をしている状況ではございますが、何分にもフルで働いていただける先生方も殆どいらっしゃいませんので、非常勤として1日4時間程度という形で出てきてもらっている。そういうふうには振り替えてもらっているのですけれども、そうすると、非常勤の先生方は当然ながら学級担任はできないのです。学級担任という形での必要性、フルで働いていただける講師の方々を何とかしないといけないと思っております。

それから、児童生徒が増加することによって施設の不足はなかったかということでもございましたけれども

も、昨年度に比べて、小学校は13学級、中学校は7学級増加となっていますが、増加となった理由は、特別支援学級が増えたせいもあります。もちろん、人数が増えたせいもあるのですが、その分につきましては、施設の方は教室不足の状況ではないということでございます。

3ページに移ります。

トイレの不足を聞いたが、今後の対策は考えているのかということなのですが、トイレ不足のため、トイレの増設の依頼があった学校が1校ございました。ですが、その様子を見に行ってもらったのですが、混雑している様子がないのです。ですから、多分、学期の初めに、たまたまこの学校は女子の数が男子と比べて多くて、1年生だったので、色々な兼ね合いでトイレに行くタイミングがみんな一緒になったような気がします。そういうことですので、様子を見ながら、対応はしていきますけれども、今のところ混雑の状況は確認できておりません。

続いて、戦後80年が来年やってまいります。子どもたちに戦争の悲惨さ、平和の大切さをどう伝えるかというご質問がございました。毎年8月6日ですが、都城市では、市の戦没者・空襲犠牲者合同追悼式が行われております。なぜ8月6日かということなのですが、実は、地元都城での空襲、都城空襲が8月6日でありました。大変な犠牲者を出したところでございます。このことにつきましても、小学校25校、中学校15校が戦跡について触れております。また、飛行場がありましたので、飛行場戦跡については小学校9校、中学校8校などが扱うということで、平和学習がなされております。

さらに、外部から講師を招いて、都城の戦跡などについて直接話を聞く活動を令和5年度は11校が実施しております。この語り部の方なのですが、一旦はもうご高齢でお辞めになるというような宣言をされたのですが、周りからは是非ともという声で、もう1回やりますということでやっていただいている方でございます。戦後80年が経とうとしているわけですから、当然ながらご高齢になって、直接の語り部の方々がいらっしゃらなくなるという状況でございます。

そのほか、各地域で慰霊祭が行われております。毎年16校が慰霊祭に参加している状況であるということで、子どもたちにとっては身近な問題として、この平和学習が執り行われていると思っております。

続いてのご質問は、不登校支援に対する取組でございました。青空ラボやフリースクールがありますけれども、その中で出席扱いにするというガイドラインはできないのかというご質問でした。

実は、国がガイドラインというものを出してしております。市はそのガイドラインを作っておりません。このガイドラインというのは、どのような民間施設であれば出席扱いにしているかという、国が定めているものがあって、民間のフリースクールのためのガイドラインなのです。子どもがどれだけ勉強して、そして、その内容がどうだったら出席扱いにするというガイドラインではありません。ですので、その点では、質問した議員はちょっと勘違いをされて、そこが混同されていたので、そういう意味では、作らないと、つまりは今まで一歩も家から出たことのない子ができて、そして、30分いて、1問解いた。それでも十分じゃないかということで、私が校長なら出席扱いにしたいと。かたや4時間いてもずっとゲームをしていて、片手間に勉強したというような子がいれば、その子は能力的にはもっとできるはずなので、その子は出席にはできないだろうと思います。ですので、質とか量とかで線を引いてしまうと、どうしてもこれが上手いこといかないという、お話をさせていただいたところでございます。

昨年度当初から全く登校していない児童生徒数、どんどんコアな質問になってくるのですが、実は、4月に全く登校できていない児童生徒数なのですが、小学生24名、中学生54名という数になっております。この子たちは、完全不登校と言われているお子さんたちで、全く学校に足が向かないというか、家から出て来られない子がかなり沢山いるということです。

4ページを開いていただきたいと思います。

新年度から登校するようになり、その後も少しずつ登校できるようになった児童数と生徒数はどのくら

いかということで、実は、不登校傾向から少し登校日数が増えたという児童数、生徒数ですが、小学生 30 名、中学生 54 名、かなり 4 月の段階では何とか頑張ってみようというお子さんたちもいるという実態だと思っ

また、3つ目でございますが、登校しているが、教室外で過ごしている児童数と生徒数を問われました。別室登校と言われているものだと思います。小学生が 8 名、中学生が 41 名、やはり、中学生がかなり自分の学級に行けない状況があるということでございました。

また、青空ラボへの質問でございますが、今後の見通しでございます。5 月末の段階で、青空ラボの利用申請がなされた児童生徒数は、小学生 0、中学生 5 名だったのですけれども、現在、6 月ですけれども、6 月では 9 名の登録者にどんどん上がってきております。今でも見学者が沢山おりまして、この数は上がってくるだろうと予測しているところでございます。

ではその青空ラボではどのような活動をしているのかということでございます。日常的な活動としては、コミュニケーション能力の育成を目指したカードゲームをやったりとか、交流活動、イラスト作成や工作、ピアノ演奏など、児童生徒の特技を活かした活動、又は体育館が側にありますので、運動や自主学習も行っております。大学生の協力を得ながら農作業体験ということで、大学校内の畑で畝作りを行って、野菜の苗植えを行っております。必要に応じて教育相談員やスクールソーシャルワーカーが児童生徒や保護者の教育相談も行っているところでございます。

体制ですけれども、青空ラボの支援体制は、教育委員会としては現在、学校教育課及びスプリング教室に所属している 9 名の教育相談員や担当指導主事のうちから 3 名以上をあたらせているところでございます。

その他、南九州大学の学生ボランティアチーム、大学教員という方々に支援をいただいているところでございます。人数が多くなってくると、もう少し考えないといけないのかもしれませんが、今、3 名で上手く回しているところでございます。決して、南九州大学の学生さんだけにはしないということを心がけているところです。

続いてですが、公的な居場所の拡大についてなのですけれども、色々な場所を提供したいと思っております。教育委員会としては、スプリング教室、青空ラボ、市立図書館、各総合支所の図書室等の公的な居場所づくりを図っているところでございますけれども、県内各市では、例えば、学びの多様化学校を設置した延岡市や、リモート学習をやっているのではないかと。都城市はどうするのかみたいな形で聞かれました。本市の教育委員会としては、学びの多様化を十分に意識したのが青空ラボでございます。ですので、学校とは名前が付いていませんけれども、他に類を見ないいい施設ではないかなと思っております。

また、リモート学習については、1 人 1 台端末を活用して、学校と家庭をオンラインで結んだりとか、学級担任や友達と交流できるようにしている学校は、今、かなりの学校がございます。

また、今年度の県の事業なのですけれども、先ほど、中学生が自分の学級に行けないけれども、他のところで過ごしているという話をしましたけれども、市内 1 中学校内に校内の教育支援センターを設置しているところです。県の事業でございまして、県が手出しをしているところです。そこには、1 つの学校なのですけれども、9 名の子が入っているようで、効果があるのかもしれないと思っているところでございます。

それから、3つ目ですけれども、学校給食課からいよいよ食器が更新になりますということで、どれくらいかかるかという話でございますけれども、食器の購入代は約 5,500 万円ぐらいになるのですけれども、実は、食器洗浄機も入替えないといけないので、これが 1 億 5,000 万円ぐらいかかるということで、先日行われました校長会でも校長先生方にお話しして、心構えというか、こんなにお金がかかりますよということをお話ししました。このような話を投げたところ、校長先生の中で素晴らしいなと思ったのは、食器

が軽くなるのだから、今まで重い食器だったので、食器を二手に分かれて4人で運んでいたのです。ところがもう2人で運べるようになるのではないかと、学校給食課に言わせればその通りなのだそうです。ですから、もうしばらくしますと、学校給食課が「何人ぐらいで給食当番ができます」という一応の基準を出したいと言っているところでございます。

以上でございますけれども、ここまでで何かありますでしょうか。よろしかったでしょうか。

○岡村委員

ご説明ありがとうございます。

お伺いしたいことが2点あります。1つは、不登校の児童生徒の学校復帰の人数についてなのですが、復帰した人数は、小学生が30名、中学生54名で、教室には入れていない小学生は8名、中学生41名ということですが、これは重複していると考えてよろしいですか。

◎児玉教育長

その通りでございます。重複しております。

○岡村委員

例えば、中学生であれば13名の生徒さんが教室に入れたということですか。

◎児玉教育長

そういうわけでもなくて、教室外で過ごしている生徒さんは、ずっと過去から学校には来ていて、教室外で過ごしている方もいらっしゃいます。その②のほうは、登校できなかったのが徐々に登校できるようになった子で、同一の子もいますし、別々の子もいるということです。

○岡村委員

分かりました。ありがとうございます。

もう1点は、妻ヶ丘中学校の9名の生徒さんが利用ということなのですが、妻ヶ丘中学校以外の中学校からこちらのほうに来ている子どもさんもいらっしゃるのですか。

◎児玉教育長

これは、学校内での支援センターなので、妻ヶ丘中学校のお子さんだけです。

○岡村委員

分かりました。ありがとうございます。

◎児玉教育長

ですので、結構効果があるのかもしれませんが。

ありがとうございました。他にございませんか。よろしかったでしょうか。

では、生徒指導状況報告について、お話をしていきます。

今回、非行・問題行動は中学校3件でございます。

生徒間暴力があったということで、中学校3年生同士だったのですが、インスタのトークを使って何か言い合ったらしいのです。普段は仲がいいのだそうですけれども、言い合って、それが盛り上がっ

て、実際に喧嘩になったという、やはり、そういうSNS上の口論というの、なかなか大変な状況になってきているなと思っています。

家出の件でございますけれども、買い物に行った際に、母親とこの生徒、中学校1年生の男子なのですが、口論になって、その場からいなくなったというような家出でございました。色々と複雑な家庭環境ではあるのですけれども、その後見守りをしているということで、今のところ落ち着いて学校生活を送っているそうです。

そして、最後の1つなのですが、火遊びなのですが、中学校1年生の男子でございます。近くの公園で、購入したライターを使って火遊びをしたということで、この子の燃やしたものが、トカゲを燃やしていたそうで、近所の人が警察に通報して分かったのですけれども、実は、小学校時代にも、該当のお子さん達は火遊びをやっているそうで、しっかりと見届けていけないといけないというお子さん達です。

続いて、不登校の傾向でございます。今回、新規は23名で、小学校90名、中学校43名でもう200名、5月の時点で200名を超えるという頭の痛い状況でございます。この中には、不登校傾向も入っていますので、当然ながら、先ほど言った様々なお子さんたちみんな入っているのです。ですから、出席扱いをしているお子さんはこの中に何人ぐらいいるのかということも、ちゃんと考えないといけないと言っているところです。

スプリング教室を利用している方々が18名になりました。市立図書館を利用していたお子様いらっしゃったのですが、スプリング教室と青空ラボに移りました。そして、青空ラボを利用している方が今のところ9名登録をされていますので、3名入っているということになってはいますが、今のところ、常時5名来ているそうです。

続いて、交通事故の報告でございます。小学校4件、中学校3件、非常に多いわけですが、殆どが軽い接触事故でございます。小学校の1件につきましては、高校生男子と思われる自転車と本児がぶつかっています。自転車との交通事故なのです。自転車ももう少しすると、青い色切符が切られるようになるということでございますので。その後、自転車を運転した高校生が分かり、謝罪等が行われたということでございました。あとは、車のミラーに接触とか、軽微なものでございましたけれども、ヘルメットとか、小学生につきましてはまだまだ定着していないところでございます。

一方中学生でございますが、3件ございますけれども、2件は非常に軽微なものでございました。1件だけですが、中学校1年生でございます。部活動が終了して、帰宅途中に本生徒が運転する自転車と右折する車が出会い頭の事故でございます。かなり大きな事故でございまして、目撃者から学校へすぐ通報があり、警察の事故処理もなされたのですけれども、本生徒が接触した時の記憶がないと言っていて、左頬を打っていて、市郡医師会病院へ搬送されています。CT検査上では異状はなかったということでございますので、脳震とうと肩関節の損傷ということの診断は出ているところでした。なかなか危ないです。右折車というのが一番危ないところだと思います。

続いて、いじめに関する報告でございます。

認知件数が、小学校が129件、中学校が21件でございます。

報告のあったのが2件あるのですけれども、いずれも中学校でございまして、中学校1年生女子でございます。席替えをした際に、被害生徒の隣になった生徒に対して、加害生徒が「何々さんが可哀そう」と大きな声で言ったと。これは女の子同士なのですが、色々と、それ以前にもいじめがあったことが認知されております。ですが、みんなで見守ったところ、被害生徒がその後登校を続けており、表情も良いという報告を受けているところです。

もう1件が、中学校1年生の男子でございます。部活動の体験に参加していた1年生の生徒、2年生のサッカー部員から激しい口調で声をかけられて、それで萎縮をしてしまったということでございます。先

輩から後輩へという形になるのですけれども、学校としては、経過観察と指導を行っている。保護者への経過報告を継続するというところでございます。1年生のほうの保護者が過敏になっていらっしゃる。当然でしょうけれども、そういうような状況でございます。

令和5年度に認知したいじめに関する追跡調査につきましては、小学校も随分と解消ケースが増えてまいりました。92%、そして、中学校が80%というところでございます。6月でなるべく100%に近い数字にしていただきたいと思いますと思っておりますが、3か月以上続くこともありますので、そこはしっかりと見届けていただきたいと思います。

不審者声かけ事案でございますが、中学校2年生のお子さんでございます。自転車に乗った高校生らしき男性に上半身を触られたという事案でございまして、実害ありの報告でございました。すぐに母親に本人が言ったのですけれども、母親は警察に通報していないということなので、学校側からすぐに通報してくださいというお願いをした。そして、近隣の小学校に向けて、こちら側もそういう事案があったというようなことを聞きましたところ、実は、目撃情報がすぐに警察のほうに入りまして、目撃していた人がいたのです。結局は、警察への通報となりました。高校生でございました。取り調べを受けたということでございます。

また、もう1件は、中学校1年生のお子さんでございますが、不審な30代男性につきまわられたということでございました。こちらのほうは、実害はなかったということです。

学級がうまく機能していない状況にあると答えた学校が1件ございます。

これはかなり厳しいお子さんが何人かいて、そのお子さんによって授業が成立していないという報告でございます。

以上で、公開できる報告については以上ですけれども、ここまで何かありますか。よろしかったでしょうか。

録音を止めていただいて。

[オフレコ]

◎児玉教育長

報道からのところで言い忘れましたけれども、本日、都城消防署職員による着衣水泳の指導が大王小学校であったということで、UMK、MR T、宮日等で今日のニュースで出る予定でございます。

○岡村委員

もう出ていました。

◎児玉教育長

もう昼間に出たらしいですね。これは色々な学校でやっているのです。着衣水泳をやっているのですが、消防署職員がやっているのは初めてなのです。それでテレビに出たということです。

○赤松委員

こういうのは大体、1学期のプールが終わるような時期に通常やるのですよね。

◎児玉教育長

はい。そうですね。

それでは、教育長報告を終了させていただきます。

12 議 事

◎児玉教育長

お待たせしました。

それでは、議事に入ります。本日の付議事件は、報告20件、議案2件でございます。

【報告第61号、報告第62号】

◎児玉教育長

報告第61号及び第62号を文化財課長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

●戸高文化財課長

文化財課の戸高でございます。今回報告が2件ございます。

まず、報告第61号 令和6年度歴史シンポジウム「大島畠田遺跡と郡元西原遺跡」開催要項の制定についてでございます。105ページの開催要項をご覧ください。

1の開催の趣旨としまして、令和6年6月24日に文化審議会から、郡元西原遺跡を国史跡大島畠田遺跡に追加指定するよう、文部科学大臣に答申されました。この答申に伴い、郡元西原遺跡をより多くの市民や市外の方々に周知するため、シンポジウムを開催するものです。

シンポジウムは大島畠田遺跡の性格から、郡元西原遺跡と島津荘との関係など、日本列島南端の都城盆地に残された古代中世遺跡の歴史的価値について、分かりやすく解説いたします。

2の開催日時につきましては、10月26日、土曜日13時から15時40分までを予定しております。

3の会場につきましては、ウエルネス交流プラザ2階ムジカホールになります。

4の講師につきましては、基調講演の講師として、文化庁の近江俊秀氏、シンポジストとして、ラ・サール学園の永山修一氏、九州大学大学院比較社会文化研究院の栗畑光博氏を招聘いたします。5の日程につきましては、ご覧のとおりとなっております。

106ページをご覧ください。

6の料金につきましては、入場無料とし、駐車場はウエルネス交流プラザ駐車場を利用いただき、3時間まで無料となっております。

7の定員については、最大で293名としております。

8の広報につきましては、ポスターの配布やマスコミへの周知、市ホームページ掲載やフェイスブックへの投稿を予定しております。

9のその他としまして、ウエルネス交流プラザ2階ホワイエにおいて、都城市内で行った発掘調査をテーマとした巡回企画展示を同日に開催予定としております。

続きまして、報告第62号 国史跡大島畠田遺跡の追加指定と名称変更についてでございます。

109ページをご覧ください。

1の概要につきましては、令和6年6月24日付けで、郡元町に所在する郡元西原遺跡を金田町に所在する国史跡大島畠田遺跡の附（ついたり）として追加指定するよう、文化審議会から文部科学大臣に答申が出されました。これを受け、今後、文部科学大臣は追加指定及び名称変更を行います。指定の告示までには2、3か月程度かかる見込みとなっております。

2の国指定史跡大島畠田遺跡につきましては、平成14年に指定、平成16年に追加指定を受けております。遺跡の概要としまして、9世紀前半から10世紀前半を主体とする富豪層の館となります。このような

遺跡は、全国的にも少なく価値があることから、大島島田遺跡歴史公園として整備を行い、平成29年に供用開始しております。

110ページをご覧ください。

3の郡元西原遺跡につきましては、所在地は郡元町で、面積は3,527.06平方メートルとなっております。調査につきましては、平成28年度の道路事業に伴う発掘調査に始まり、令和元年度までの4年間をかけ、周辺域の確認調査を実施しまして、令和3年度に総括報告書を刊行しております。

遺跡の概要につきましては、11世紀後半から12世紀前半を主体とする領主居館跡で、大溝に囲まれた50メートル四方の屋敷跡と推定され、大規模な溝状の遺構が確認されております。遺跡の評価としましては、11世紀後半から12世紀の平安時代後期の有力者たちが武力を蓄え、武士へと変化していく時期で、郡元西原遺跡は、耕地開発の初現期における拠点施設と考えられます。また、島津荘が領域を拡大していく時期に当たり、現地経営に係る施設であった可能性も考えられます。このように、中世の開発の様子を伝える遺跡となっており、古代の開発を示す大島島田遺跡と併せることで、古代から中世への変化を具体的に示す遺跡群として評価されております。

添付資料としまして、111ページに大島島田遺跡と郡元西原遺跡の位置図を記載しております。この2つの距離が大体5.4キロ程度となっております。

112ページに、郡元西原遺跡の遺構配置図、113ページ、114ページに郡元西原遺跡の現地の写真と調査当時の写真と出土した土器や磁器の写真を掲載しております。

115ページに、大島島田遺跡公園の写真を掲載しております。

最後に、今後の予定につきましては、先日、6月24日付けの答申から2、3か月後に文部科学大臣の指定告示を受けて、将来遺跡をどのような形で保存し、活用していくかなど具体的な計画を進めていくこととなります。そのため、地域住民の意見や要望、文化庁や県教育委員会の指導助言を受けながら、保存活用の方法を探っていきたいと考えております。

なお、今後の進捗状況につきましては、その都度ご報告させていただく予定でございます。

以上、ご審議をよろしく願いいたします。

◎児玉教育長

ご説明ありがとうございました。

それでは、報告第61号及び62号につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。

○岡村委員

ご説明ありがとうございます。

とても良かったなど、嬉しい指定だと思っております。シンポジウムの予定なのですが、10月26日、土曜日の1時から3時40分、ウェルネス交流プラザということで、推し本ブックレット完成記念イベントが同日の14時から市立図書館ホールでございますので、両方参加したいと思う方もいらっしゃるのではないかと思います。駐車場も混雑するのではないかと思います。そこが残念だと思っております。

◎児玉教育長

確かに、シンポジウムの開会式を見届けたら、泣く泣くスッと出ないといけないという、これは変更は効かないのでしょうか。

●近沢文化財課主幹

そうですね。講師の先生方の日程をこれで調整をしているところでございますので。

◎児玉教育長

ありがとうございます。他にはございませんでしょうか。

推し本のほうもかなり重要だとは思いますが、同じ教育委員会内でバッティングしているのはあまりよろしくないで、今後、教育総務課で調整のほうよろしくお願いいたします。

他にはございませんでしょうか。

それでは、報告第61号、報告第62号を承認いたします。どうぞ頑張ってください。よろしくお願いたします。ありがとうございました。

●戸高文化財課長

ありがとうございました。

【報告第63号、議案第13号】

◎児玉教育長

それでは、報告第63号及び議案第13号を美術館長からご説明いただきます。よろしくお願いたします。

●湯田美術館長

美術館の湯田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、117ページをお開きください。

報告第63号 都城市立美術館収蔵作品展夏休み企画<入門>アートの疑問「にんげんっていいな」開催要項の制定について、ご説明いたします。

資料の119ページ別紙をご覧ください。

趣旨につきましては、夏休み中の小・中学生らを始めとする美術鑑賞初心者を対象に、作品中の人物の表情やポージングなどに注目し、絵画、彫刻、写真などをご紹介する展覧会となっております。会期は、令和6年7月9日、火曜日から8月18日、日曜日まで、月曜日休館で、午前9時から午後5時までの開館でございます。

関連行事といたしまして、学芸員によるギャラリートークを2回、1時間程度の予定で開催いたします。

(2)の小・中学生向けワークシートにつきましては、作品をよく観察して、同じポーズを真似してみましよう、などの問いかけを入れるなど、楽しく美術鑑賞ができるような工夫を講じます。

120ページの関連資料をご覧ください。主な作品を3点お示ししております。これらの表情やポーズをよく観察するきっかけとして真似をしてみる、そして、「にんげんっていいな」のタイトルのおり、作品中の人間に注目してもらえるようなワークシートとなっております。

119ページに戻っていただきまして、(3)夏休み企画特別イベントといたしまして、「学芸員のお仕事たいけんかい」を7月27日、土曜日、午前と午後に分けて、2回開催いたします。

内容は、掛け軸の掛け方について体験できるもので、子どもから大人まで楽しめるものでございます。

次に、表ヤードツアーにつきましては、主に展示室内にある、これまで説明してこなかったものについてご紹介いたします。

例えば、展示室の隅にある温湿度計のことについてですとか、絵をどうやって吊しているのかなど、探

検しながら学芸員が解説していくものでございます。

次の灯籠絵を描くワークショップは、6月から引き続き開催しております。

報告第63号につきましては、以上でございます。

続きまして、133ページをお開きください。

議案第13号 令和6年度特別展「わたしたちのグッドデザイン」展開館時間の変更について、ご説明いたします。

136ページの参考資料をご覧ください。美術館条例第3条第2項に基づきまして、開館時間の変更について提案するものでございます。

135ページをご覧ください。

開館時間につきましては、従来の午前9時から午後5時までを午後8時までに変更するものでございます。ただし、入館は午後7時30分までと考えております。変更する日につきましては、令和6年11月1日、金曜日と30日、土曜日の2日間を想定しております。

変更する理由といたしましては、本来の開館時間に来館することができない方が来館可能となります。また、新しい客層を開拓することができることや夜間にゆっくり鑑賞できる機会の提供ができるものと考えております。これまで、昨年、一昨年と2回、夜間開館を実施いたしました。昨年度のアLFONSO・ミュシャ展のナイトミュージアムの状況で申し上げますと、幼児や小学校低学年のお子様連れのご家族や20代の来館者が多かった印象でございました。2日間の夜間だけで112名ご来館いただいたところでございます。

ちなみに、令和4年度の歌川広重展の時は、3日間開催いたしまして、初めての取組ということと、まだコロナ禍ということもございまして、来館者数はその時は約30名でございました。夜間開館の認知も少しずつ上がってきているところでございますので、本年度もナイトミュージアムを実施したいと考えております。

以上、議案第13号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

◎児玉教育長

説明ありがとうございました。

報告第63号及び議案第13号につきまして、ご質問やご意見ございましたら、お願いいたします。

それでは、報告第63号及び議案第13号を承認いたします。

よろしく願いいたします。

●湯田美術館長

ありがとうございました。

【報告第64号、議案第14号】

◎児玉教育長

それでは、報告第64号及び議案第14号を都城島津邸館長からご説明いただきます。よろしく願いいたします。

●小岩屋都城島津邸館長

都城島津邸の小岩屋です。都城島津邸からは、報告第64号及び議案第14号の都城島津伝承館特別展開

連になりますが、その前に、都城島津伝承館の展示ケースガス濃度の状況についてご報告いたします。

都城島津伝承館の展示ケース修繕後のガス濃度測定において、一部の展示ケースが推奨値を超えていることから、その対策として、8月上旬の企画展開会まで、臨時休館することにつきましては、5月定例教育委員会で報告させていただいておりました。その後、文化庁及び文化財活用センターの指導をいただきながら対策を進めておまして、全体的にガスの濃度の状況は改善しております。第3展示室と第4展示室のウォールケースについては、有機酸が少し推奨値を超えていますが、文化財活用センターからは、報告書の数値を見る限り、吸着シートで展示台を覆う等の対策を行うことで、数値は抑えられるとの意見を確認いたしました。

このことから、文化財活用センターの意見を踏まえ、吸着シートによるガス濃度対策を実施しながら、8月3日、土曜日開会の企画展「近世後期の市史編纂と地域社会」については、予定どおり実施に向けて準備を進めてまいりたいと思っております。

なお、展示ケースガス濃度状況の詳細につきましては、7月24日の臨時教育委員会の際にお時間をいただき、詳細をご説明したいと考えております。よろしく願いいたします。

それでは、報告第64号 令和6年度都城島津伝承館特別展「室町時代の文化と南九州」開催要項の制定について、ご説明いたします。

資料は121ページから126ページとなります。

123ページの開催要項をご覧ください。本展示の趣旨についてですが、室町時代はその前半には南北朝内乱、後半には戦国の動乱と社会的に安定した時代ではなかったものの、文化面を見ると、北山文化や東山文化の時代として知られ、茶道や華道、香道が大きく発展するなど、現在にまで影響の及ぶ文化的要素が形作られた時代でもありました。南九州においては、島津家や北郷家らが勢力を拡大した時期に当たり、中央との関わりを通じて、文化や武芸、和歌などの教養を積極的に吸収していました。本展示では、室町時代の文化がどのように生み出されたのか、また地方の武士らがそれらをどのように吸収し、普及させていったのかを、展示史料を用いて紹介するものです。

展示会の名称は、「室町時代の文化と南九州」で、会期は、令和6年10月19日、土曜日から12月1日、日曜日までとなっております。展示内容は、123ページ、124ページにお示したように、4章立てとしております。

まず、第1章では、鎌倉幕府の滅亡後、南北朝の動乱を経て、室町幕府第3代将軍足利義満の頃に南北朝が統一し、室町幕府の組織的確立に至ったことや義満の宗教政策や日明貿易の影響など、政治的、外交的背景を踏まえながら、武家、公家、禅の文化的要素が融合した北山文化が成立する様相について紹介いたします。

第2章では、義政期を中心とした東山文化が成立する様相について紹介いたします。

第3章では、急速に京都の文化が全国の地方へと広まっていった状況や文化の伝播に大きな役割を果たした連歌師、自国で独自の文化を展開させた山口の大内氏についてなどを紹介しながら、地方で文化が普及、発展していく様相について紹介いたします。

第4章では、室町中期から戦国期において南九州や都城へ文化がどのように波及、発展していったのかを紹介いたします。

主な展示史料につきましては、124ページ、125ページに史料名、126ページに写真を掲載しておりますので、ご参照ください。

関連イベントにつきましては、125ページに示しますとおり、開会式典と内覧会を10月18日、金曜日午後3時から計画しております。これにつきましては、教育委員の皆様にご案内いたしますので、ぜひ、ご出席をお願いいたします。また、講演会を11月4日、月曜日祝日の午後1時半から計画しております。

場所は、ウェルネス交流プラザ茶霧茶霧ギャラリー、講師は、立教大学文学部教授の鈴木彰先生にお願いしております。「南九州の武家文化人たち」という演題で、中近世移行期の島津家を支えた文化の力などについてお話いただく予定です。先生の略歴は125ページに記載しておりますので、ご参照ください。

続きまして、議案第14号 令和6年度都城島津伝承館特別展「室町時代の文化と南九州」観覧料の設定についてご説明いたします。資料は、137ページから140ページとなっております。

資料の139ページをご覧ください。

企画展や特別展の観覧料につきましては、都城市都城島津邸条例第8条第2項に、「都城島津邸において特別な展示を行う場合、その観覧料の額は教育委員会が定める」とあり、これに基づき設定をお願いするものでございます。観覧料については、一般400円、大学生・高校生を300円とし、中学生以下については、積極的に学習等に利用してもらうために、無料としております。括弧内は20名以上の団体料金で、一般300円、大学生・高校生は200円、また会期期間中に、都城市立美術館特別展「わたしたちのグッドデザイン」展の利用半券を提出された観覧者には、観覧料を割引いたします。割引につきましては、個人の観覧者を対象とし、一般300円、大学生・高校生を200円とします。これはほぼ同期間に開催されます都城島津邸と都城市立美術館の特別展をより多くの方に観覧いただきたいということで、そのために行うものでございます。

そして、11月3日の文化の日と、島津発祥祭りパレードが開催されます11月23日につきましては、無料としております。

過去の特別展の入館者は140ページにお示ししていますように、令和4年度が3,023人、令和5年度が3,926人となっております。特別展について、できる限り多くの方にご覧いただくために、市の広報誌ほか、ホームページ、インスタグラム、フェイスブックなど、SNS等も積極的に活用しながら、広報に努めてまいりたいと思っております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎児玉教育長

ご説明ありがとうございました。

それでは、報告第64号及び議案第14号につきまして、ご意見やご質問ありましたら、お願いいたします。

それでは、報告第64号及び議案第14号を承認いたします。よろしく願いいたします。

ちなみに、10月18日のオープニングは、15時からですか。教育委員の方々は。

●中嶋都城島津邸主任主事

案内状で皆様をご招待したいと考えております。

○赤松委員

楽しみにしています。

◎児玉教育長

よろしく願います。

○赤松委員

この書などは、すごい人の書ですよ、連歌師の。

●中嶋都城島津邸主任主事

今回、連歌師・宗祇の書状を山口の下関市立歴史博物館からお貸しいただけるところです。

◎児玉教育長

美術専用のトラックで取りに行くのでしょ。重要なものだと、誰か付いて搬送しないとダメなのです。

○赤松委員

連歌というのも珍しいものですよね。そういうものが見られるということは、素晴らしいことですね。

◎児玉教育長

では、よろしくお願いいたします。

【報告第46号、報告第47号、報告第48号、報告第49号、報告第50号、報告第65号】

◎児玉教育長

それでは、続きまして、報告第46号から50号まで、及び第65号を学校教育課長から説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

●宮崎学校教育課長

それでは、学校教育課の報告事項につきまして、ご説明いたします。

まず、報告第46号 臨時代理した事務の報告及び承認について、令和6年度都城市少年補導委員の委嘱についてでございます。

3ページをご覧ください。

令和6年度都城市少年補導委員の委嘱について、委嘱期間は、令和6年6月1日から令和7年5月31日まで、本年度委嘱した都城市少年補導委員は170名でございます。この少年補導委員は、市内の小・中学校並びに高等学校の教職員、保護者の代表、加えて各地区のボランティアにより構成されています。教育委員会では、活動中の怪我などを補償するため、少年補導委員のボランティア活動保険に加入しております。また、活動に対する謝礼金をお支払いしております。

5ページ以降に、本年度の少年補導委員名簿を添付しております。ボランティアの皆様の中には、長きにわたり少年補導委員を務めてくださっていらっしゃる方が多数いらっしゃいます。本市の青少年健全育成にご尽力いただき感謝しているところでございます。

参考として、少年補導委員名簿に、令和元年以降の表彰歴を掲載しております。

少年補導委員の活動につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、活動をある程度絞っておりましたが、昨年度から徐々に再開しまして、本年度も積極的な活動が期待されるところでございます。

続きまして、報告第47号 令和6年度学校運営協議会委員の委嘱及び任命についてでございます。11ページをご覧ください。

令和6年度学校運営協議会委員の委嘱及び任命について、ご報告いたします。

本来であればもう少し早くに報告すべきでしたが、最終確定を待っての報告となりました。今月のご報告とさせていただきます。

本年度の学校運営協議会委員につきましては、13ページ以降に別紙として名簿を載せております。その

とおりでございます。

なお、委員の委嘱等につきましては、学校に選任を依頼することから、委嘱日がまちまちというか開きがございます。委嘱日は違いますけれども、任期は3月31日までという形になっております。

また、各学校の委員数は、4名から8名で構成されております。最大8名の学校が32校、以下7名の学校が14校、6名の学校が5校、5名の学校が1校、そして、最少4名の学校が2校となります。令和6年度の委員数は、延べ人数397人となっており、昨年度から増減なしでございます。

続きまして、報告第48号 都城市音楽大会参加費補助金交付要綱の制定についてでございます。

23ページをご覧ください。

合唱や合奏、郷土芸能など、音楽を通して市内の小・中学校の児童生徒の豊かな心を育むことを目的とし、各種音楽大会に参加する経費について支援するため、都城市音楽大会参加費補助金交付要綱を別紙のとおり制定いたしました。本要綱の効力が、令和5年度末までとなっておりますが、引き続き補助金を交付すべきことから、令和9年3月31日まで延長するものでございます。

24ページをご覧ください。

今回の制定で学校より要望が上がっていた合唱コンクールを補助対象事業に追加するとともに、補助対象事業として上げられているもの以外で、本要綱の補助の目的に沿っていると見なされる大会の参加経費に対しまして、迅速に補助を行えるようにするため、その他市長が認めるものを補助対象事業に追加いたしました。

続きまして、報告第49号 小規模特認校制度を利用した転入学についてでございます。

29ページをご覧ください。

本市の小規模特認校は、夏尾小学校、夏尾中学校、笛水小中学校となっており、令和6年6月に小規模特認校制度を利用した転入学者は、夏尾小学校に1名、笛水小学校に1名の計2名でございます。

夏尾小学校に転入した児童は、指定校で特別支援学級に在籍しており、小規模な環境での学習を望んでいたことから、体験入学を行いました。児童生徒との交流を通して、口数が増え、明るくなった様子で、保護者も児童の成長を感じていることから、転入を希望したと聞いております。また、笛水小学校に転入した児童も、小規模な環境でも学習を希望していたことから、小規模特認校制度を利用いたしました。行事等の中で、児童生徒と交流することで、その小規模な学習環境や他の児童生徒との関わりに魅力を感じ、学習したいという思いが強くなったことから、転入を決めたと聞いております。現在は、2名とも転入先で良好な人間関係を築くことができおり、学習面に関しても小規模な環境で伸び伸びと学んでいると聞いております。

続きまして、報告第50号 令和6年度中学生海外派遣事業派遣団員の決定についてでございます。

34ページをご覧ください。

本市では、平成28年度からオーストラリア中等学校生徒との相互交流事業を実施しております。新型コロナウイルス感染症の流行により事業の中止が続いておりましたが、本年度派遣事業は5年ぶり、受け入れ事業は6年ぶりに再開いたします。

35ページをご覧ください。

派遣事業につきましては、参考資料2の実施要項に基づき、選考試験の結果、都城市在住の中学生20名を派遣団員として決定しましたので、報告いたします。引率者は4名でございます。団員の詳細につきましては、前後しますけれども、33ページの名簿のとおりでございます。

派遣事業の日程は、令和6年8月1日から、同じく8月7日までとなっております。派遣までに中学生団員は3回必須の研修を受講します。研修では、団員の親交を深めるとともに、グループ分けや入国審査に向けた英会話の実践練習、令和元年度に派遣された団員の体験談を聞くような活動を設けております。

また、7月26日、金曜日に実施する第3回の事前研修は、出発式を兼ねております。

受け入れ事業につきましては、令和6年9月24日から9月27日までの4日間で、生徒21名、引率者4名の受け入れを予定しています。その他、事業の内容につきましては、34ページ参考資料1を確認ください。

なお、受け入れ事業の日程、詳細につきましては、改めて報告いたします。

続きまして、報告第65号 都城市小中学校共同学校事務室長及び副室長の指名についてでございます。129ページをご覧ください。

共同学校事務室は、共同して数校の事務、業務を効率的かつ効果的に実施することによって、事務機能の強化を図り、各学校の管理運営を支援しながら、自立的な学校運営を推進するために必要な取組を行うことを目的としております。令和6年度の共同学校事務室の室長及び副室長につきましては、都城市教育委員会で指名することとなっておりますが、県費負担教職員を指名する場合は、県教育委員会の同意を得ることとされております。県教育委員会より132ページに付けております別紙2のとおり、同意の通知を受けましたので、ご報告するものです。

なお、昨年度からの室長の変更につきましては、高城小学校の村橋誠事務主幹が加藤道信専門主事の後任として高原小学校から転入されました。また、市内での異動による地区の変更として、姫城中学校の西山順子事務主幹が祝吉小学校から、沖水小学校の衛藤正俊事務副主幹が庄内中学校から、祝吉小学校の川野貴志事務副主幹が沖水小学校から、庄内中学校の加藤道信専門主事が高城小学校からそれぞれ異動となっております。

報告は以上でございます。

◎児玉教育長

ありがとうございました。報告第46号から50号まで、及び65号につきまして、ご質問やご意見ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○赤松委員

質問ではないのですが、少年補導委員の名簿をずっと見せていただくと、長年にわたってご尽力いただいているということ、強く感じました。30年以上の中で36年が1名、29年が1名、25年が1名、24年が2名、22年が1名、21年が1名、20年が2名となっております。すごいですね。20年以上が8名、長年にわたって一生懸命やってくださっています。補導委員の方々に本当に感謝を申し上げたいと思います。

それが1点と、2つ目は、学校運営協議会の委員、これも見せていただいて、例えば、明道小の荒武良治さんとか、南小の岩崎元子さん、あるいは市議会議員の廣瀬功三さんとか、こういった方が兼務というのがずっと書いてあるので、兼務の数を数えてみたら38ございます。38あるということは19名兼務しているということですね。所属を見ても多士済々の方、素晴らしい方ばかりが学校運営協議会の委員をやっているのだということがよく分かります。この学校運営協議会が盛り上がるように、また指導していただけるとありがたいと思います。感心しました。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

他にございませんか。

○中原委員

ご説明ありがとうございました。

報告第50号のオーストラリアの件についてなのですが、これは各学校それぞれ推薦が上がったと思っ
ていますけれども、上がらなかった学校というのもあるのでしょうか。

●宮崎学校教育課長

これは推薦ではなくて、個人による申込みでございます。市内から合計128名が申込みをしまして、一
次選考、二次選考を行いまして、この20名になったということでございます。

◎児玉教育長

よろしいですか。

○中原委員

はい、分かりました。

◎児玉教育長

今回、泉ヶ丘附属中学校の生徒がたくさん選ばれていますけれども、これも本当に厳正な審査の結果で
ございますので、こればかりは仕方ないところでございます。

○宮田委員

どんな審査があるのですか。

●宮崎学校教育課長

一次審査は、作文の審査でございます。これは、自分の申し込んだ動機とか、それから、この事業に参
加してどういうふうに活かしたいということを聞く作文でありました。それから一次審査の中には、英語
による面接等もありました。ただこれは、あくまでも英語のスキルを見るものではなく、積極的にコミュ
ニケーションを取る姿が見られるかどうかを参考程度に見るというものでございました。

二次審査は、個人面接と集団討論をさせていただきまして、個人面接は、こちらが準備した質問をそれ
ぞれ答えていただくものでしたけれども、集団討論は、こちらが与えたテーマを15分にわたって自由に協
議していただく姿を、指導主事等で採点をさせていただいて、点数を付けました。

◎児玉教育長

二次審査に残るのは、倍の40人でした。128人からまず40人に絞って、その中からまた20人に絞って。

●宮崎学校教育課長

40人の予定でしたが、同点がいたので今回46人を二次審査に入れております。

◎児玉教育長

ありがとうございます。

引率の島寄校長先生が大変かもしれませんけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○赤松委員

成果が大きいといいですね。子どもたちが将来生きていくために大きな経験をすることに繋がっていく

と思います。

◎児玉教育長

帰国報告会が8月22日に行われるのですね。教育委員の方々への案内はどうされるのですか。

●宮崎学校教育課長

ご案内をさせていただこうと思っておりますので、ご都合が合えば、ぜひご出席をお願いしたいと思っております。

◎児玉教育長

8月22日は、まだ時間は決まっていないのですね。

ありがとうございました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

他にございませんでしょうか。

それでは、報告第46号から50号まで、及び65号を承認いたしますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

●宮崎学校教育課長

ありがとうございました。

◎児玉教育長

ここで、10分間の休憩を入たいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

[休憩]

【報告第51号、報告第52号、報告第53号、報告第54号、報告第55号、報告第56号、報告第57号、報告第58号、報告第59号、報告第60号】

◎児玉教育長

それでは、休憩前に引き続き、開催いたします。

それでは、報告第51号から第60号までを生涯学習課長からご説明いただきます。よろしくお願ひします。

●徳永生涯学習課長

それでは、報告第51号 臨時代理した事務の報告及び承認について、都城市青少年健全育成市民会議副会長及び幹事の委嘱又は任命についてご説明いたします。

39ページをご覧ください。

本件は、都城市教育委員会の権限に属する事務の一部事務委任等規則第3条の規定に基づき、臨時代理したことにつきまして、同条の規定に基づき報告し、その承認を求めるものでございます。

都城市青少年健全育成市民会議副会長及び幹事について、令和6年6月1日付けで委嘱又は任命したものでございます。副会長の任期は、令和6年6月1日から令和8年5月31日までの2年間となっております。幹事につきましては、任期は、令和6年6月1日から令和7年5月31日までの1年間となっております。

それでは、41 ページの都城市青少年健全育成市民会議設置規程をご覧ください。

本規程の第3条において、「会長1及び副会長3人を置き、それぞれ別表第1に掲げるものをもって充てる」とあり、第4条第1項に「教育委員会が委嘱又は任命する」と規定しております。

また、次のページの第7条第2項に、「幹事会は別表第2に掲げるものをもって組織し、教育委員会が委嘱又は任命する」とあり、同条第3項に、「幹事長には教育部長をもって充てる」と規定しております。

次のページの別表第1及び別表第2をご覧ください。そこにありますとおり、会長には教育長を充て、副会長には都城警察署生活安全課長以下3人を充てることになっております。また、幹事には、教育部長以下21人を充てることになっております。

それでは、44 ページをご覧ください。

令和6年6月1日付けで委嘱又は任命した副会長及び幹事の皆様です。お目通しください。

続きまして、報告第52号 臨時代理した事務の報告及び承認について、都城市社会教育委員の委嘱又は任命について、ご説明いたします。

47 ページをご覧ください。

本件は、都城市教育委員会の権限に属する事務の一部事務委任等規則第3条の規定に基づき、臨時代理したことにつきまして、同条の規定に基づき報告し、その承認を求めます。都城市社会教育委員及び都城市公民館運営審議会委員について、令和6年7月1日付けで委嘱したものでございます。また、その任期は、令和6年7月1日から令和8年6月30日までとなっております。

49 ページをお開きください。

社会教育委員及び公民館運営審議会委員の名簿でございます。任期は、令和6年7月1日から2年間でございます。

今回添付はしていませんが、社会教育委員と公民館運営審議会委員の選任に関わる規程につきましては、同様の内容となっております。また、社会教育の推進と公民館運営は、特に、密接に関連することなどを総合的に判断し、本市では社会教育委員と公民館運営審議会委員につきましては、同じ方に委嘱又は任命をしているところでございます。

続きまして、報告第53号 臨時代理した事務の報告及び承認について、放課後子ども教室教育活動サポーターの委嘱についてご説明いたします。

53 ページをお開きください。

これは、都城市教育委員会の権限に属する事務の一部事務委任等規則第3条の規定に基づき、放課後子ども教室教育活動サポーターの委嘱について、6月1日付けで臨時代理いたしましたので、同条の規定に基づき報告し、承認を求めます。

この放課後子ども教室の教育活動サポーターの委嘱につきましては、今回、追加で2人を委嘱しましたので、承認を求めます。

今回、上長飯小学校の上小スマイルフレンドのサポーターが1人辞められたことに伴い、2人を新たに委嘱したものでございます。お二人とも教育現場での実務経験はございませんが、子どもたちの多様な学習活動や体験活動をサポートしたいというご希望があり、今回、ご応募されました。よって、2人を新たに委嘱するものでございます。

続きまして、報告第54号 令和6年度人権啓発標語募集要項の制定についてご説明いたします。

資料の63 ページをご覧ください。

人権啓発標語の募集につきましては、毎年8月の人権啓発強調月間における人権啓発事業の一環として実施しているものであり、市内の小・中・高校生、そして、市内居住者、市内勤務者を募集の対象としております。部門としましては、小・中学生の部と高校生以上を対象となる一般の部があります。また、応

募の締め切りは8月30日となっております。入賞者につきましては、12月に開催を予定している都城市人権啓発推進大会において表彰いたします。

資料64ページから65ページが選考要領、66ページが昨年度の応募状況でございます。

学校別の応募状況などを掲載しておりますが、昨年度は小・中学校全校が取り組んでいただきました。また、昨年度は一般の部の応募が増えまして、そのほとんどが高校生からの応募であったと推測しております。

本年度も高校につきましては、全学校を訪問して、校長先生に取組のお願いをする予定にしております。

また、小・中学校につきましては、全学校の提出のお願いを先日の校長会で行ったところでございます。続きまして、報告第55号 いきいきふれあいリレー啓発の開催についてご説明いたします。

当啓発は、同和問題をはじめとする人権問題に対する県民の理解と認識をより深めることを目的に行われるもので、県の人権啓発推進協議会と県内市町村との共催により実施するものです。県内の全26市町村を県北、県央、県南の3つのルートに分け、8営業日ずつリレー方式で市町村を巡回し、人権啓発用のパネル展示や資料、グッズ等の配布を行います。

それでは、71ページの市町村リレー順番一覧をご覧ください。

本市は、県南ルートの最初の開催地であり、7月10日、水曜日から7月19日、金曜日まで市役所1階の市民サロンで実施する予定です。昨年度、「もっと多くの人に見てもらうための工夫が必要」とのご指摘を定例教育委員会でご意見でいただいておりますので、図書館での開催も検討いたしました。会場が空いておらず、例年の場所となっております。また、今回の状況を見て、来年度に向けて会場の検討は行っていきたいと思っております。

参考資料として、73ページから76ページにかけまして展示するパネルや配布用の資料を掲載しておりますので、ご確認ください。

また、77ページには、昨年度の報告書を掲載しております。その中で、担当から、持ち帰り用の啓発グッズであるティッシュやマスク等が好評だったので増やしてほしいという要望を挙げましたが、「今年度はグッズ等は配布しない」との回答でございました。

続きまして、報告第56号 令和6年度人権啓発推進協議会講演会（第2回県民人権講座）の開催についてご説明いたします。

資料の81ページをお開きください。

7月22日、月曜日に人権啓発推進協議会講演会を開催いたします。こちらも例年行っているものですが、今回は県との合同開催となり、講師選定や時間設定を含めて県が行っております。こちらは、都城市人権啓発推進協議会の委員179名とその委員の所属する企業や団体の皆様、そして、家庭教育学級の学級生の皆様を中心に参加依頼をしております。講師の資料は添付しておりませんが、ジャーナリストの石川結貴さんで、家族・教育問題、青少年のインターネット利用、児童虐待等をテーマに取材をされているジャーナリストで、テレビの報道番組等でもお見かけする方です。例年この講演会は、人権啓発推進協議会の総会を同じ会場で行い、その後、講演会という形をとっておりましたが、今回は総会を书面決議としたため、単独での開催となりました。既に講演会の募集は行っており、人権啓発推進協議会の委員70名からは参加の回答をいただいております。このあと、家庭教育学級生や県が募集した人たちの参加を合わせますので、会場が293名です。沢山の方に聞いていただくよう、広報も続けてまいりたいと思っております。

続きまして、報告第57号 ふれあい映画祭の開催についてご説明いたします。

資料の85ページをご覧ください。

こちらは、県の人権啓発推進協議会とふれあい映画祭の開催を希望する市町村との共催で例年実施する

事業であり、今回も県に申し込みましたが、都城市は落選してしまいまして、今回は市単独でふれあい映画祭を開催いたします。

こちらは、ふれあい映画祭の開催を通して、家族や友人とともに人権問題について考える機会を提供し、人権意識の高揚を図る目的で実施するものです。本年度は8月9日、金曜日に総合文化ホールの大ホールで実施いたします。資料の下のほうに、過去6年間の実績を掲載しておりますが、昨年度は中ホールでの開催で、申込定員にすぐ達したため、そして、一昨年前はコロナの影響で夏休みの開催を秋に延期したことによる人数減少だと思われます。今年度は大ホール 1,461 人収容で実施いたしますので、昨年度のように早期に申し込みを締め切ることはないと思いますので、沢山の子どもたちに映画を観てもらえると思います。

映画「ざんねんないきもの事典」の内容につきましては、今まで知らなかった生き物たちの可愛らしく、力強く、面白く生き抜く力、残念なんかじゃないという、見ている人に勇気を与える物語となっております。

続きまして、報告第58号 令和6年度「推し本発表会」出場者募集要項の制定についてご説明いたします。

89ページをお開きください。

まず、この事業につきましては、6月の定例教育委員会でご説明させていただきました。今回は、推し本発表会出場者の募集に関するものです。これは、都城版推し本ブックレットの完成記念イベントとして開催する推し本発表会でのプレゼンテーション、ビブリオバトルを行う者の募集です。このビブリオバトルの発表者は、応募の際に、ビブリオバトルの発表希望入力を設定し、必要事項を入力していただき、希望者の中から小・中・高校生それぞれ2名ずつ、6名を選出いたします。選出の審査といたしましては、発表動画と原稿を添付して応募していただきますので、それを審査の上、発表者を決定いたします。

完成記念イベントは、図書館で10月26日、土曜日に実施予定です。

91ページから93ページにかけて、応募フォームと出場者決定までの流れを掲載しておりますので、ご覧ください。皆様のお手元に推し本ブックレットをお配りしていると思います。この裏表紙に、都城版推し本ブックレットの募集を掲載しております。このブックレットを対象の子どもたちに1冊ずつ配布して、推し本及びビブリオバトルの出場者を募集いたします。

続きまして、報告第59号 「令和6年度都城市共生社会を目指す生涯学習推進事業実施要領」の制定についてご説明いたします。

97ページをお開きください。

共生社会を目指す生涯学習推進事業は、障がいの有無に関わらず、誰もがいつでも、どこでも学べる学習環境の実現を目指し、実施するものです。この事業は、文部科学省の実施する学校卒業後における障がい者の学びの支援推進事業を県が委託を受けて進めており、県からの再委託により都城市としましては、昨年に引き続き2年目となります。この事業は、単年度の委託契約となることから、事業を実施するに当たり、令和6年度都城市共生社会を目指す生涯学習推進事業実施要領として制定するものでございます。

皆様のお手元に昨年度の事業の報告である「つながる新聞」を配布しております。ここに掲載してありますフライングディスク体験教室、フットパス教室ほか、昨年度は4教室を開催いたしました。今年度もコンソーシアム連携推進委員が企画をしており、防災訓練を兼ねた体験教室、生け花体験教室、車椅子バスケットボール体験等を企画しております。

また、既存事業でございます都城市よか・余暇・楽習ネットワーク事業においても、障がいがある方の各教室への受入れを進めていきたいと思っております。

最後になりますが、報告第60号 「初めての読み聞かせ講座」実施要項の制定についてご説明いたしま

す。

101ページをご覧ください。

こちらは3か月健康診査の際に、ブックプレゼント事業として絵本のプレゼントを行っておりますが、同時に実際の絵本の読み聞かせと読み聞かせ指導を行うものです。この事業は、本の読み聞かせを通して子どもに語りかけてほしい、親子の絆を深めてほしい、子どもを将来本好きにしてほしいという思いを込めた事業でございます。

以上で、生涯学習課の10件、全ての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎児玉教育長

ご説明ありがとうございました。

それでは、報告第51号から第60号までにつきまして、質問やご意見はありませんでしょうか。10件なので結構、多いとは思いますが、いかがですか。

○岡村委員

ご説明ありがとうございます。

小さな事柄なのですが、49ページの公民館運営委員のところ、11番の大澤津校長先生ですけれども、小学校長会の「会長」が抜けているかなと思います。

それから、81ページで、講師の方の「詳細は参考資料1のとおり」とございますが、これがないかなと思います。

●徳永生涯学習課長

担当が「消すつもりで消し忘れていた」と申しておりました。申し訳ありません。

○岡村委員

それから、押し本は楽しみにしています。小学生、中学生、高校生がどういう本を読んでいるのかということと、今、スマホで読むじゃないですか、電子図書という形で、実際に押し本で本を読む、手に取るということが増えれば、素晴らしいことだかなと思いますし、どんな内容を選ぶのか、どんな本を選ぶのだろうか、すごく楽しみです。

●徳永生涯学習課長

ありがとうございます。

高校のほうは説明に回っておりますので、沢山、応募していただくよう努力していきたいと思っております。

○岡村委員

最後なのですが、初めての読み聞かせ講座ということで、ブックスタート事業で絵本をお配りして、読み聞かせをされているのですけれども、3か月乳児にとって、この時期の読み聞かせというのは、どうなのだろうかとは思うのです。3か月ですよ。お母さまとしてみたらとてもいいことだと思うのですが、もう少し子どもの反応が分かるような時期から始めたほうが、効果があるのではないかなと思うのですが、その辺りのお考えをお聞かせいただけたらと思います。

●徳永生涯学習課長

3か月健康診査の時は、全ての方が健康診断を受けるということで、全員にプレゼントができるということで、まずはここに設定して、お配りして、読み聞かせをまず始めてほしいという思いでやっているのですけれども、その後、家庭でどう取り組まれているかどうかは、特にアンケートとかは取っていないところでございます。子どもの読書活動推進計画を立てる時に、そういったご意見もございまして、改めて3歳ぐらいの時期にプレゼントをしたほうがいいのかというご意見もいただいたところでございますが、都城市としましては、今のところこの時期にプレゼントしているところでございます。

○岡村委員

2歳ぐらいからかなと思ったものですから、その時期にブックスタートをしてもいいのかなという思いがあります。

以上です。

●徳永生涯学習課長

ありがとうございます。

◎児玉教育長

ご意見として承っておいていただきたいのですが、ただ次の健診が3歳半健診なのです。だから、空白になってしまうのではないかと、先にお母さんに渡して、これ読んであげてねというような感覚であるとは思っています。もう少ししたら、自分で本を選びたいとか、読みたい本があるとかいうようなことも出てくるかもしれません。次の手を少し考えておかないといけないとは思っております。大変貴重なご意見ありがとうございます。

他にございませんか。

○赤松委員

ご説明ありがとうございました。

この人権啓発標語というものの応募状況について、お尋ねします。令和元年ぐらいからの応募状況のデータがありますか。

●徳永生涯学習課長

はい、ございます。

○赤松委員

状況は増加の傾向ですか。

●徳永生涯学習課長

はい、少しずつ増やしております。

○赤松委員

この取組と、後の押し本発表会の取組もそうなのですが、子どもたち一人一人が長期間にわたって取り組まなければならない取組だと思います。子どもたちに身に付けさせたい力の中で、思考力とか、表現力

とか、文章の構成を考える力とか、色々な力を培う意味で意義の大きい取組だと思うのです。推し本についての取組も素晴らしいと思います。簡単にできないことについて、子どもたちが一定期間取り組んで、表彰されるのが一番いいのだけれども、表彰されない子もいるのだけど、これに取り組むことによって、子ども自身に力が付くということが考えられますので、ぜひ、多くの参加者がこれに手を挙げるような、そういう指導をしてくださるとありがたいと思います。

●徳永生涯学習課長

そうしていきたいと思います。ありがとうございます。

◎児玉教育長

では、最後に私からよろしいですか。

報告第52号の49ページの名簿なのですが、ここのところで、例えば、沖水中学校学校運営協議会の会長が6月29日に決定するということだとすれば、もう決定していますよね。名前は分かりますか。

●徳永生涯学習課長

決定しております。

そうですね、すみません。

◎児玉教育長

もう分かっているのであれば、お知らせいただくと有難いと思うのと、一つ上の山之内小夜子さんは、副委員長ですか。

●徳永生涯学習課長

いいえ、委員長です。

◎児玉教育長

委員長ですよ。というようところで、少し教えていただければと思ったところです。お願いします。

○赤松委員

一番下の未定の方はお決まりになったのですか。

●徳永生涯学習課長

ここも報告を受けていないところでございます。

◎児玉教育長

1日から発足するわけですから、多分決まっているのではないかとは思いますが、また、よろしくお願いたします。

●徳永生涯学習課長

分かりました。差し替えをさせていただきます。

◎児玉教育長

他にございませんか。

○宮田委員

質問ではなくて、お話を聞きながら、今、岡村委員が3か月の幼児に読み聞かせをするのかというご質問をされて、確かにそうだなと思いました。ふれびかさんとか、子育て支援センターとの連携とか、そういったところで、何かをするということは、絵本とかそういうものの教育であれば、そこにはいっぱい色々な世代が来て、集っていらっしゃるの、そこと何か連携したら、更に絵本の魅力だったり、そういうことだったりができるのかなと思ったところでした。

●徳永生涯学習課長

分かりました。検討させていただきます。

ありがとうございます。

◎児玉教育長

検討をよろしくお願いいたします。

●徳永生涯学習課長

分かりました。

◎児玉教育長

他にはありませんでしょうか。

それでは、報告第51号から60号までを承認いたしますので、よろしくお願いいたします。

●徳永生涯学習課長

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

13 その他

◎児玉教育長

次はスケジュールについてです。よろしくお願いいたします。

●関根教育総務課主任主事

それでは、7月、8月のスケジュールをお配りしているかと思しますので、お願いいたします。

7月のスケジュールから、本日までのところは省きまして、読み上げて確認をお願いしたいと思います。まず、7月8日、月曜日。8時から学校訪問、五十市小学校の学校訪問が入っております。赤松委員にご対応いただきます。

7月9日、火曜日が同じく石山小学校の学校訪問で、岡村委員にご対応いただきます。時間は8時からとなっております。

7月10日、水曜日、8時から祝吉中学校の学校訪問となっております。宮田委員にご対応いただきます。

次のページに移ります。7月18日、木曜日、8時から五十市中学校の学校訪問となっております。中原委員にご対応いただきます。

7月24日、水曜日、13時30分から臨時の教育委員会となっております。場所は、南別館3階の第2会議室となっております。

次のページに移ります。8月6日、火曜日、8月の定例教育委員会、こちらの南別館3階委員会室でございます。時間が13時30分となっておりますが、8月の定例教育委員会に関しては、15時30分から修正をお願いいたします。

●椎屋教育総務課副課長

昨年度の8月の定例教育委員会は、案件が13件でしたので、大体15時30分開始の17時終了と思っております。

●関根教育総務課主任主事

同じく8月6日、火曜日の18時30分から、都城グリーンホテルで教育委員会の懇親会がございます。

●田口教育総務課副主幹

案内を預かっておりますので、後ほど。

◎児玉教育長

今回の担当課はどちらですか。

●田口教育総務課副主幹

美術館と都城島津邸ですので、文化的な催し物を何か行うのではないのでしょうか。

●関根教育総務課主任主事

8月22日、木曜日、こちらが黄色で表示していませんが、先ほど学校教育課の説明の中でありました海外派遣事業の帰国報告会がございます。コミュニティセンターの集会室であります。教育委員の皆様にも案内をお送りするということでしたので、また、ご確認をお願いいたします。

○赤松委員

22日ですね。

●関根教育総務課主任主事

続いて、8月23日、金曜日が13時30分から総合教育会議となっております。場所が、秘書広報課前の会議室です。

次のページに移ります。

8月30日、金曜日、13時30分から9月の定例教育委員会となっております。場所は、こちらの南別館3階の委員会室です。

以上が7月、8月のスケジュールとなっております。

●田口教育総務課副主幹

8月23日の総合教育会議は、終わりが17時となっておりますけれども、15時で終わると思いますのでお願いします。

もう1点なのですが、先の話にはなるのですが、県の教育委員さんと市の教育委員さんとの意見交換会については、日にちを県から言ってきましたので、お伝えさせていただきます。10月24日になりますので、15時からです。場所とかはまた、調整させていただきますので、時間だけ、正式な案内文書は県のほうから送ってくると思いますので、時間だけ、スケジュールだけ、一応、ここは取っているのですが、狭ければちょっと考えます。

◎児玉教育長

質問はありませんか。今、疑問に思っているらっしゃる、スケジュールでよろしいでしょうか。

14 閉 会

以上で、7月の定例教育委員会を終了いたします。

○8月定例教育委員会日程について

日 程 令和6年8月6日（火） 午後3時30分から

会 場 市役所南別館3階 教育委員会室

この会議録は、真正であることを認め、ここに署名する。

署名委員

署名委員

書記

教育長